



商業・農業



商業・消費生活

商店街・商店会の所在地

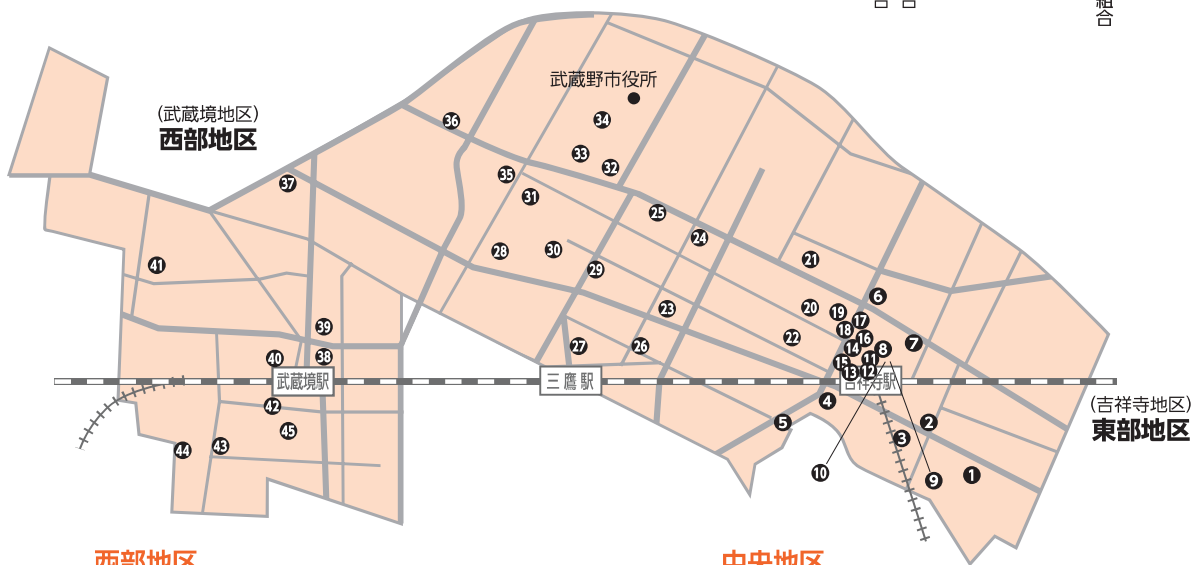
お買い物はお近くの商店会で！

(令和7年12月1日現在)

東部地区

- 22 中道通り商店会
- 21 五日市通り親交会
- 20 吉祥寺大正通り商店会
- 19 吉祥寺公園通り商店会
- 18 吉祥寺レンガ通り商店会
- 17 ペニーレーン商店会
- 16 吉祥寺元町通り商店街振興組合
- 15 吉祥寺平和通り商店街振興組合
- 14 ギャヤ街商店協同組合
- 13 吉祥寺祥和会飲食部
- 12 吉祥寺祥和会通り商店会
- 11 朝日通り商店会
- 10 吉祥寺北口駅前中央会
- 9 新仲見世商店会
- 8 吉祥寺サンロード商店街振興組合
- 7 稲荷町会商店会
- 6 四軒寺町会
- 5 御殿山幸栄会
- 4 吉祥寺パークロード商店会
- 3 吉祥寺南口商店会
- 2 吉南商店会
- 1 井の頭通り商店会

中央地区



西部地区

- 45 境南中央商店会
- 44 富士見通り商店会
- 43 緑盛会
- 42 境南協栄会
- 41 桜堤中央商栄会
- 40 スイングロード商店会
- 39 武蔵境みずぎ通り商栄会
- 38 武蔵境駅前商店街協同組合
- 37 桜柳会

中央地区

- 36 関前八幡町親交会
- 35 宮前親交会
- 34 緑町一番街
- 33 グリーンパーク商店会
- 32 緑町商栄会
- 31 西久保NTT通り商店会
- 30 西久保城山会
- 29 中央通り西祥会
- 28 三谷通り商店会
- 27 三鷹駅北口商店会
- 26 八丁商和会
- 25 武蔵野中央会
- 24 大野田商店会
- 23 中道第二商店会

武蔵野商工会議所

問 吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館6階
TEL.22-3631

商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的に、法律によって設立された団体です。産業振興・地域振興等の各種事業や経営者のための相談・指導等を行っています。

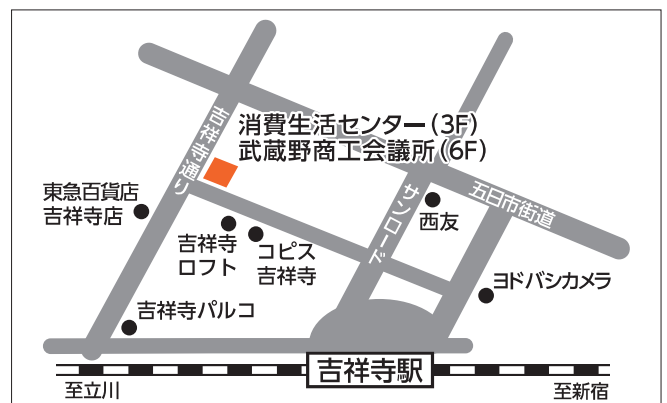
市民会議室(ゼロワンホール)

(定員90名)

商工会館4階にあります。会議、研修会、講習会等に使用することができます。

市外の方が利用する場合は各料金に2割加算します。

午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時	全日
9,000円	15,000円	20,000円	40,000円



消費契約上のトラブルは

相談専用電話 TEL.21-2971

契約上のトラブル等消費者被害に対する相談や、消費者啓発講座の実施、消費生活に関する情報提供を行っています。

相談日 毎週月～金曜日

受付時間 午前9時～午後4時(来所相談は予約制)
電話で相談を受け付けています。

問 消費生活センター TEL.21-2972
吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館3階

勤労者への融資あっせん制度

中小企業で働く勤労者等に福利厚生資金(教育・医療・出産・物品購入等)の融資あっせんを行っています。

〈東京都の制度〉

東京都中小企業従業員生活資金融資制度

問 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
TEL.03-5320-4653

生活資金を1人当たり70万円(特例100万円、一部120万円)まで、育児休業者、介護休業者は100万円まで融資。



事業主のみなさんへ

中小企業の経営相談は

問 武蔵野商工会議所中小企業相談所 TEL.22-3631
(公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社
TEL.042-500-3901

自営業・中小企業向けの互助会制度

問 武蔵野市勤労者互助会
TEL.90-1520(武蔵野商工会議所内)

市内の中小企業の事業主・従業員を対象にして、福利厚生事業や、見舞金等の給付を行っている勤労者福祉の団体です。

入会資格 団体会員(事業所の全員が加入)
市内の従業員数100人以下の個人事業主または法人

入会金 1人300円

会費 1人月額300円

事業所従業員の健康診断

対象は、市内の小規模事業所等です。

詳しくは P75

従業員の退職金は

わずかな掛金で退職金が確実に支払える制度です。

中小企業退職金共済制度(略称:中退共制度)

問 勤労者退職金共済機構中退共事業本部
TEL.03-6907-1234

中小企業の従業員が対象の国の制度です。

特定退職金共済制度

問 武蔵野商工会議所 TEL.22-3631

商工会議所地区内の事業所の従業員が対象。年金と一時金が退職者の選択制になっています。

中小規模事業者融資あっせん制度

中小規模事業者に対し、事業に必要な資金の融資のあっせんを行っています。

〈武蔵野市の制度〉

問 産業振興課 TEL.60-1832

〈東京都の制度〉

問 東京都産業労働局金融部金融課
TEL.03-5320-4877

〈政府系金融機関〉

問 日本政策金融公庫三鷹支店(国民生活事業)
TEL.0570-035-745

問 日本政策金融公庫立川支店(中小企業事業)
TEL.042-528-1261

金融機関から資金を借りるとき

東京信用保証協会

問 東京信用保証協会立川支店 TEL.042-525-6621

中小企業のみなさまが金融機関から事業資金の融資を受ける際、その信用を保証し、企業の育成を金融の側面から支援します。

法人関係証明書を請求したい

法人関係証明書の場合

法人関係証明書(軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)、法人所在証明書を除く)の交付申請には法人代表者印(社判)の押印が必要です。詳しくは P33・34・35参照(「税関係の証明書を閲覧・請求したい」以降)をご覧ください。

事業系ごみの処理は

P42参照

省エネルギー対策

▶ 無料省エネ診断制度

問 環境政策課 TEL.60-1841

市内の中小規模事業者を対象に、無料で省エネルギー診断を行います(実施:東京都)。

屋外広告物を出したい

問 環境政策課 TEL.60-1842

屋外広告物(広告板、広告塔等)の設置は、「東京都屋外広告物条例」に基づき、許可申請が必要です。

旅館・ホテル・簡易宿所を開業したい

問 安全対策課 TEL.60-1916

市内で旅館業の営業等をご検討されているかたは、まず安全対策課へご相談いただき、事前協議を行ってください。

武蔵野市内で旅館業を営業するには、旅館業法にもとづき多摩府中保健所から営業許可を受ける必要があります。また、建築の種類によっては消防法にもとづく武蔵野消防署による消防検査、建築基準法にもとづく市の検査等にも合格する必要があります。これらの許可の詳細については、各機関にお問い合わせください。



農業

農地の手続きは

問 産業振興課・農業委員会事務局 TEL.60-1833

農地転用の届出、各種証明。

市民農園を借りたい

問 産業振興課 TEL.60-1833

野菜や草花を育ててみませんか。緑と大地に触れながら、新鮮な野菜を育て、収穫の喜びが味わえます。

申込資格 耕作可能な土地を持たない市民

募集案内 1月から2月頃の市報等で周知

使用期間 4月1日から翌々年1月末

使用料 1区画(12㎡)当たり年額 8,000円
1区画(9㎡)当たり年額 6,000円

市内産農産物の直売所

問 産業振興課 TEL.60-1833

市内産の新鮮な野菜や果物、花を生産者の皆さんが直売しています。JA東京むさし武蔵野新鮮館(西久保1-18-10、TEL.54-7150)やアンテナショップ麦わら帽子(吉祥寺本町2-33-1、TEL.29-0331)でも市内産農産物を販売しています。

市民農園名	設置場所	区画数
緑町	緑町1-6	103
関前第2	関前2-11・関前3-18	186
北町	吉祥寺北町3-15	56
南町	吉祥寺南町4-18	72
関前ふれあい	関前3-17	68
使用条件	◎1世帯1区画限りの使用。 ◎市民農園条例・規則・使用者心得を守ること。	

